

佐久市条例第24号

「佐久市印鑑条例及び佐久市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」

をここに公布する。

令和8年 6月 8日

佐久市長 柳田清二

佐久市印鑑条例及び佐久市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

(佐久市印鑑条例の一部改正)

第1条 佐久市印鑑条例（平成17年佐久市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「（「個人番号カード」という。）」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード（以下「特定在留カード」という。）又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（以下「特定特別永住者証明書」という。）」を加える。

第17条の2中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち、」に、「記録されたもの」を「同条第7項（同法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により記録されているもの」に改める。

(佐久市福祉医療費給付金条例の一部改正)

第2条 佐久市福祉医療費給付金条例（平成17年佐久市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「個人番号カードをいう。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。